

水害地農民に対する供出米に関する質問主意書

右の質問主意書を國會第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年壹月廿四日

水害地農民に対する供出米に関する質問主意書

一、水害地農民の今回の供出割当は全收穫量を上廻っており、到底供出は不可能であるので各水害地の農民は生地獄に苦惱してゐる、其の結論が全收穫量を供出し翌日より配給と言う事に農村の方針が決してあるが、農民は欠配の時を恐れて供米してゐない現下の状況である、政府は農民の供米中、水害地の農民の供米後、欠配無しの保証をすべきであるが所見を問う。

二、農民中の水害地農民の立場は農具まで水に流されており非水害地と立場上、大差があるが政府は水害地の供出米に保有一ヶ年分を認めるべきであるが所見を問う。

右質問に対し答弁を要求する。